

無線局の免許等申請手数料（改正案）総括表

			①書面申請・書面免許状		②電子申請・書面免許状		③電子申請・電子免許状	手数料令
	無線局の種類	基本送信機の規模	現行 手数料	改正 手数料	現行 手数料	改正 手数料	新設 手数料	
1	船舶局（総トン数500トン未満の漁船の船舶局を除く）および航空機局	10ワット以下のもの	7,100	7,500	4,900	4,850	4,100	第2条
		10ワットを超え50ワット以下のもの	10,000	10,300	7,200	7,200	6,400	第2条
		50ワットを超え500ワット以下のもの	15,900	16,400	11,500	11,400	10,600	第2条
		500ワットを超えるもの	33,100	33,600	24,000	23,700	23,000	第2条
		再免許	3,350	3,550	2,400	2,400	2,100	第2条
2	総トン数500トン未満の漁船の船舶局	10ワット以下のもの	4,600	5,000	2,950	2,950	2,200	第2条
		10ワットを超え50ワット以下のもの	6,700	7,000	4,850	4,800	4,050	第2条
		50ワットを超えるもの	10,500	11,000	7,500	7,500	6,700	第2条
		再免許	2,100	2,300	1,350	1,350	1,050	第2条
3	船舶の無線局で無線設備が遭難自動通報設備またはレーダーのみのものおよび航空機の無線局で無線設備がレーダーのみのもの	-	4,600	5,000	3,300	3,300	2,550	第2条
		再免許	2,100	2,300	1,350	1,350	1,050	第2条
4	放送局（テレビジョン放送局および多重放送をする無線局を除く）	0.1ワット以下のもの	9,700	11,000	7,500	8,200	7,400	第2条
		0.1ワットを超え3ワット以下のもの	39,100	40,800	28,400	29,100	27,900	第2条
		3ワットを超え10ワット以下のもの	54,300	56,200	39,000	39,800	38,200	第2条
		10ワットを超え100ワット以下のもの	96,400	97,000	68,900	68,000	65,900	第2条
		100ワットを超え1キロワット以下のもの	122,700	117,500	95,000	87,500	85,100	第2条
		1キロワットを超えるもの	154,200	149,200	117,200	109,100	106,200	第2条
		再免許	5,200	6,200	3,700	4,200	3,450	第2条
5	テレビジョン放送局	0.1ワット以下のもの	11,300	11,400	8,600	8,200	7,500	第2条
		0.1ワットを超え3ワット以下のもの	46,200	45,600	33,600	32,200	31,000	第2条
		3ワットを超え10ワット以下のもの	76,800	73,700	55,700	51,700	50,100	第2条
		10ワットを超え100ワット以下のもの	130,800	127,200	94,200	89,500	87,400	第2条
		100ワットを超え1キロワット以下のもの	152,400	150,600	108,900	105,500	103,100	第2条
		1キロワットを超えるもの	167,800	166,900	119,600	116,800	113,900	第2条
		再免許	6,000	6,500	4,300	4,350	3,650	第2条
6	多重放送をする無線局	-	9,300	10,600	6,200	6,800	6,100	第2条
		再免許	3,550	3,850	2,350	2,400	2,100	第2条
7	実験等無線局（放送局を除く）	50ワット以下のもの	6,700	7,500	4,500	3,850	3,550	第2条
		50ワットを超え500ワット以下のもの	12,400	12,900	8,300	7,600	6,000	第2条
		500ワットを超えるもの	25,000	25,600	17,300	16,700	14,300	第2条
		再免許	4,750	4,300	3,500	2,900	2,200	第2条
8	アマチュア無線局	50ワット以下のもの	4,300	4,800	2,900	2,850	2,600	第2条
		50ワットを超えるもの	8,100	8,800	5,500	5,400	5,200	第2条
		再免許	3,050	3,300	1,950	1,900	1,650	第2条
9	その他の無線局	1ワット以下のもの	3,550	3,750	2,550	2,250	1,950	第2条
		1ワットを超え5ワット以下のもの	4,250	4,050	3,050	2,500	2,200	第2条
		5ワットを超え10ワット以下のもの	6,700	6,400	4,500	3,850	3,550	第2条
		10ワットを超え50ワット以下のもの	14,600	14,300	10,400	9,400	8,700	第2条
		50ワットを超え500ワット以下のもの	25,500	26,000	17,000	16,500	14,000	第2条
		500ワットを超えるもの	30,200	31,000	19,300	18,800	15,900	第2条

無線局の免許等申請手数料（改正案）総括表

			①書面申請・書面免許状		②電子申請・書面免許状		③電子申請・電子免許状	手数料令
	無線局の種類	基本送信機の規模	現行 手数料	改正 手数料	現行 手数料	改正 手数料	新設 手数料	
		（再免許）1ワット以下のもの	1,950	1,950	1,500	1,350	1,050	第2条
		（再免許）1ワットを超え5ワット以下のもの	3,350	3,050	2,400	1,950	1,650	第2条
		（再免許）5ワットを超え10ワット以下のもの	4,950	4,500	3,250	2,650	2,350	第2条
		（再免許）10ワットを超え50ワット以下のもの	6,700	6,200	4,500	4,000	3,250	第2条
		（再免許）50ワットを超え500ワット以下のもの	9,700	9,000	6,500	5,600	4,900	第2条
		（再免許）500ワットを超えるもの	12,700	12,100	8,700	7,900	6,800	第2条
10	特定基地局（携帯）	一ワット以下のもの	2,900	3,300	2,000	1,950	1,650	第2条
		一ワットを超え5ワット以下のもの	3,550	3,950	2,450	2,400	2,100	第2条
		5ワットを超え一〇ワット以下のもの	5,400	5,700	3,500	3,450	3,150	第2条
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	9,800	9,200	7,100	6,100	5,300	第2条
		五〇ワットを超えるもの	16,500	16,000	11,900	10,800	9,700	第2条
11	特定基地局（放送）	〇・一ワット以下のもの	7,700	7,600	6,800	6,000	5,200	第2条
		〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	20,800	20,600	16,600	15,700	14,500	第2条
		三ワットを超え一〇ワット以下のもの	27,900	27,700	21,800	20,800	19,200	第2条
		一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	48,300	46,600	37,000	34,500	32,500	第2条
		一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	66,700	65,900	55,200	53,300	50,900	第2条
		一キロワットを超えるもの	81,200	80,200	65,500	63,300	60,400	第2条
12	特定無線局（包括免許）	-	10,200	10,500	7,300	7,200	6,900	第6条
		再免許	4,800	4,950	3,350	3,350	3,000	第6条
13	個別登録	-	2,300	2,450	1,700	1,700	1,400	第8条
		再登録	1,450	1,650	1,050	1,050	770	第8条
14	包括登録	-	2,900	3,050	2,150	2,100	1,800	第9条
		再登録	1,850	2,050	1,400	1,400	1,100	第9条
15	登録証の更新	-	13,400	12,400	13,300	11,200	10,500	第4条の2
16	免許状の再交付	-	1,300	1,500	1,150	1,100	810	第18条
17	登録状の再交付	-	1,250	1,500	1,150	1,100	810	第18条
18	登録証の再交付	-	1,400	1,500	1,250	1,100	810	第18条
19	落成後の検査（書類検査）	-	2,550	2,750	2,450	2,200	1,900	第3条第5項
	変更検査（書類検査）	-	2,550	2,750	2,450	2,200	1,900	第4条第4項
	定期検査（書類検査）	-	2,550	2,750	2,450	2,200	1,900	第20条
	定期検査（電波の質等に係る書類検査）	-	2,300	2,550	2,150	2,000	1,700	第20条
20	開設計画の認定手数料（携帯）		137,100	135,900	136,800	135,900	—	第7条
	開設計画の認定手数料（放送）		174,100	173,300	173,900	173,300	—	第7条